

通所介護事業所を運営する法人の代表者様

鳥取県長寿社会課介護サービス事業・施設担当  
(電話：0857-26-7175)

地域密着型通所介護への移行に伴う平成28年度介護職員処遇改善計画書の取扱いについて

本県の高齢者福祉の実施について、日頃、御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

平成28年4月1日から処遇改善加算を算定する事業者については、2月末日までに平成28年度介護職員処遇改善計画書を提出していただいたところです。

これについて、利用定員18人以下の通所介護事業が地域密着型通所介護事業に移行することに伴い、介護職員処遇改善計画書の届出先が県から市町等に変更となる事業者があることが想定されます。

本来、事業所の新設等により届出先が変更となる場合は、変更の届出を行う必要がありますが、平成28年4月1日付けの地域密着型通所介護への移行に伴う届出先の変更であり、既に県（南部箕蚊屋広域連合を含む。以下同じ。）に平成28年度介護処遇改善計画書を届け出ている場合については、下記のとおり取扱うこととしますので、御承知ください。

記

1 平成28年4月1日付けで地域密着型通所介護事業所又は小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に移行する場合

(1) 法人単位で平成28年度介護職員処遇改善計画書を提出している場合

① 法人が運営する事業所が地域密着型サービス（地域密着型通所介護含む。）のみとなる場合

	届出先		備考
平成28年度計画書	市町等		・既に県に平成28年度計画書を提出している場合は、 <u>市町等に改めて提出し直す必要はありません。</u>
計画書の変更届	市町等		・変更の内容が、平成28年4月1日付けで提供するサービスが通所介護から地域密着型通所介護又は小規模多機能型居宅介護に変更となったことのみであれば、変更届出の提出は不要です。
実績報告書	平成27年度分	県	・平成27年度計画を市町等にも提出している場合は、市町等にも提出してください。
	平成28年度分	市町等	—

② 法人が運営する事業所に地域密着型サービス以外（介護予防通所介護を含む。）がある場合

	届出先		備考
平成28年度計画書	県		—
計画書の変更届	県		・平成28年4月1日付けで提供するサービスが通所介護から地域密着型通所介護又は小規模多機能型居宅介護に変更となったことに係る計画書別紙様式2の差し替えは不要です。 ・計画に変更があった場合は、運営する地域密着型サービスの所在する市町等にも提出してください。
実績報告書	平成27年度分	県	・平成27年度計画を市町等にも提出している場合は、市町等へも提出が必要です。
	平成28年度分	県	・運営する地域密着型サービス事業所の所在する市町等にも提出してください。

(2) 事業所単位で平成28年度介護職員処遇改善計画書を提出している場合

	届出先		備考
平成28年度計画書	市町等		・既に県に平成28年度計画書を提出している場合は、 <u>市町等に改めて提出し直す必要はありません。</u>
計画書の変更届	市町等		・変更の内容が、平成28年4月1日付けで提供するサービスが通所介護から地域密着型通所介護又は小規模多機能型居宅介護に変更となったことのみであれば、変更届出の提出は不要です。
実績報告書	平成27年度分	県	—
	平成28年度分	市町等	—

2 平成28年4月1日付けで地域密着型通所介護等へ移行しない場合（平成28年3月31日時点の利用定員が19名以上である場合）

- ・平成28年4月1日以降の届出先に変更はありません。（従来どおり「県」が届出先となります。）